

平成 29 年 3 月 17 日

検査・監督改革の方向と課題

—金融モニタリング有識者会議報告書—

1. 本報告書の趣旨

我が国の金融行政は、金融危機後に一旦確立した検査・監督のあり方を見直し、進化させる過程にあると考えられる。これまでも新しい考え方や取り組みが金融行政方針等で逐次示されているが、見直しの全体像は十分に整理された形では提示されていない。金融庁の中においても新しい取り組みが既存の手法・組織・マニュアル等と併存しており、また、金融機関や利用者との間でも考え方が十分に共有できていない状態にあると考えられる。

金融行政の究極的な目標は、持続的な成長と安定的な資産形成を通じた国民の厚生を増大にある。金融行政は、従来のアプローチの効果と副作用や、環境や優先課題の変化を踏まえた上で、検査・監督のあり方が究極的な目標の実現に真に資する形となっているか、継続的に自己点検を行い、必要な改革に取り組んでいくべきである。

当会議は、現在は道半ばの状態にある検査・監督の進化を今後必要な水準にまで到達させるためには何が必要か、昨年 8 月以降、6 回にわたり議論してきた。

本報告書は、今後の目指すべき方向として、以下の 3 点を提言している。

- 金融行政の究極的な目標との整合性を確保すること
- 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へと視点を広げること
- 「最低基準の充足状況の確認」とどまらず、「ベスト・プラクティスに向けた対話」や、「持続的な健全性を確保するための動的な監督」に検査・監督の重点を拡大すること

さらに、こうした方向を実現するための課題として、検査・監督の手法、組

織・人材・情報インフラ、検査マニュアル・監督指針、幅広いステークホルダーとの対話、内外一体の対応などの面に取り組むべき点を示している。

当会議としては、金融庁が本報告書を踏まえ、金融庁自身としての考え方の整理や作業工程の明確化を行い、金融機関の経営者や利用者などとの対話を行いながら、具体的な取り組みを進めていくことを期待する。

なお、本報告書では、金融検査・監督全般に共通する基本的な考え方を示したところであるが、金融機関の業態・規模等に応じたより具体的な考え方については、金融庁において今後整理して示していくことを期待する。

2. これまでの取り組みと現状

金融庁は、金融危機の時代の優先課題(金融行政への信頼回復、不良債権処理、利用者保護上の問題の解消)に対応するため、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法を確立した。こうした手法は当時の優先課題の解決に寄与したと考えられる。

しかし、不良債権処理等の問題が一通り収束した後においても、我が国経済の停滞は長く続いた。人口減少や高齢化等が進行する中で、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大という金融行政の究極的な目標を達成するためには、金融システムの安定だけではなく、金融仲介機能や利用者利便の更なる向上に金融行政の重点を置くことが重要になってきた。

また、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の持続、FinTech 等技術革新を通じた新たな競争の登場など、金融機関を巡る経営環境は厳しさを増しており、不良債権処理等の問題は解決されても、適切なリスクテイクを通じて収益性が確保されなければ、将来にわたる持続的な健全性は確保されない可能性が高まっている。

さらに、金融機関を巡るリスクの所在と形態の変化はスピードを速めており、フォワードルッキングなリスク把握と対応の能力の必要性も高まっている。

このように、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できず、さらにはさまざまな副作用が生じるおそれも認識されるようになった。

このため、金融庁は、2007年には、ルールとプリンシプルとを適切に組み合わせることや、金融機関の自主的な改善努力に向けたインセンティブを重視することなどを柱とする「ベター・レギュレーション」を目指す方向を打ち出した。また、2013年頃からは、個別資産査定については金融機関の判断を尊重して、事業を見た融資への転換を促進すること、ガバナンスやビジネスモデルを含めた事象の根本原因に着目すること、オンサイト・オフサイト一体の継続的なモニタリングを目指すことなどに取り組んでいる。

当会議としては、こうした取り組みの方向は基本的に適切であったが、取り組みは依然道半ばであり、現在は、危機後に確立した枠組みと、その後のさまざまな取り組みとが併存する状態にあると考える。今後、基本的な考え方を整理するとともに、新しい方向性に実効性を持たせるための課題に計画的・組織的に取り組んでいく必要がある。

3. 目指すべき方向

新しい検査・監督のあり方を考えるため、以下では、金融行政の果たすべき役割を明確化した上で、それとの関係で、新しい環境や課題にどう対応すべきか、従来の手法の副作用等をどう克服すべきかについて検討する。

1) 究極的な目標との整合性の確保

金融庁はその発足の当初、自らの任務を金融システムの安定、利用者の保護、市場の公正性・透明性の確保、の3つであるとしていた。こうした伝統的な

3 つの任務は極めて重要なものであるが、それらは「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の究極的な目標のための手段に過ぎず、また、究極的な目標の達成のための必要条件ではあっても十分条件では必ずしもない。

金融行政の目標については視野を広げ、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、利用者保護と利用者利便の両立、市場の公正性・透明性と活力の両立を実現し、それを通じて企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に寄与すること」と位置付けることが適切である。金融行政の環境や優先課題が変化する中、検査・監督のあり方が金融行政の究極的な目標と整合的な姿となっているかどうか、絶えず点検を続け、必要な見直しを続けるべきである。

こうした目標は、本来は、利用者の合理的な選択の下、自由な競争と市場の機能の発揮によって実現されていくことが理想である。しかし、実際には、金融システムには「市場の失敗」が存在する。「市場の失敗」とは、例えば、金融システムにはネットワーク性があり、1つの金融機関の問題が幅広く波及する（外部不経済）といったことや、金融機関が販売する金融商品やサービスについて、顧客が有している情報が十分でないために、顧客が自身にとって最適な判断を行うことが困難になる（情報の非対称性）といったことである。

金融行政の役割は、こうした「市場の失敗」に対応していくことであるが、仮に市場の失敗に効果的に対応できる手法であっても、これを機械的に反復・継続したり、行き過ぎがあつたりする場合には、さまざまな副作用・弊害が生じ、「当局の失敗」が拡大する可能性がある。例えば、情報の非対称性を解消するために顧客への情報提供を求める規制であっても、その遵守状況を当局が機械的に点検し続けると、金融機関側は、顧客ニーズに即した情報提供よりも、規制遵守の形式的な証跡を残すことを優先するようになりかねない。

従って、金融行政を行うにあたっては、「市場の失敗」と「当局の失敗」の総計をできるだけ小さくして、全体として市場の機能が最大限発揮される環境が確保されるよう、既存の手法の副作用・弊害に留意し、これを軽減する努力を

続ける必要がある。

2) 検査・監督の重点領域のシフト

「最低基準の充足状況の確認」だけを行っても、金融機関が法令のギリギリのラインを満たすことだけに専念するような状況では、金融行政の目標を十分に達成することはできない。従って、金融行政には、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」や「持続的な健全性を確保するための動的な監督」も必要である。

1990年代から2000年代前半のように、金融システムの安定や利用者保護に深刻な懸念が生じている状況においては、「最低基準の充足状況の確認」を通じて最低限の健全性や法令遵守を実現することが最優先であった。しかし、最低基準の充足が概ね実現する一方、環境の変化に伴い近年では新たな課題の優先度が高くなっており、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」や「持続的な健全性を確保するための動的な監督」が重要となっている。

① ベスト・プラクティスの追求に向けた対話

法令等の定める基準の遵守を強制力を伴う形で求める「最低基準の充足状況の確認」は、金融行政の目標の最低限の水準を実現するために不可欠であるが、金融行政の目標をより適切な形で実現しようとするれば、金融機関が自らの置かれた状況に応じより高い水準を目指した努力を行うよう促す「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」が併せて必要になる。

特に、現在のように、最低基準の充足が概ね実現する一方で、人口減少や高齢化等の進行により、金融機関が金融仲介機能を発揮して企業の新陳代謝・生産性向上に寄与し、地域経済の持続的成長を実現する必要性、利用者の最善の利益に沿った商品・サービスの提供を通じて国民資産の安定的な形成に寄与する必要性などが高くなる中では、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」の相対的な役割が高くなる。

「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」としては、当局が幅広い金融機関の優れた取組みや、利用者の目から見た金融機関の状況を把握・蓄積した上で、そうした知見を活かしながら情報を提供し、金融機関によって利用者目線に立った多様で主体的な創意工夫が発揮されるよう対話を行うことが考えられる。もとより、それによって金融機関の自己責任原則に則った経営が歪むようなことがあってはならない。当局は、金融機関自身による課題の認識や創意工夫、横並び意識や内向きの意識の解消、利用者や株主による金融機関の選択・選別がよりの確になされるよう、材料を提供し、環境を整備することを基本とすべきである。

② 持続的な健全性を確保するための動的な監督

金融機関が持続的に健全性を確保し、環境が変化する中でも経済を支え続けられるようにするためには、資産査定の適切性やバーゼル規制の充足状況を確認するだけではない「動的な監督」に取り組む必要がある。特に、金融機関の経営環境が変化するなか、その必要が特に高くなっている。

すなわち、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の持続、FinTech 等技術革新を通じた新たな競争の登場など、金融機関を巡る経営環境は厳しさを増している。従来の健全性規制・監督は、金融機関の足元のバランスシートにおけるリスクと自己資本のバランスに着目し、リスクテイクの抑制に重点を置いていたが、新しい環境の下では、適切なリスクテイクを通じて収益性が確保されるのであれば、将来にわたる持続的な健全性は確保されない可能性が高まっている。

これからの健全性監督においては、収益・リスク・自己資本の間のバランスが取れているか、変化する経営環境の中でビジネスモデルが持続可能か、といった点を全体的・実質的に評価していくことが特に重要である。その上で、将来的に最低基準に抵触する蓋然性について金融機関と認識の共有を図り、解決策を議論していく姿が考えられる。抵触の蓋然性が高い金融機関に対しては、期間を定めて改善対応を求める必要があるが、具体的な改善策の選定はあくまでも金融機関の責任によって行われるべきである。機械的な基準により

運用するのではなく、課題認識、根本原因及び改善策の妥当性について、適切な問いかけを続けることにより解決を探るべきである。

また、金融機関を巡るリスクの所在と形態の変化はスピードを速めており、フォワードルッキングなリスク把握と対応の能力を高める必要性も高まっている。これについても、単一の答や、ここまでやれば十分といった水準があるわけではなく、それぞれの金融機関が自らのリスクプロファイルやビジネスモデル、環境の変化に応じ、工夫を続けるべきものである。当局は自らの知見を高めつつ、考え方を提示し、金融機関や市場関係者、専門家等との対話を続けながら、水準向上に寄与していくべきである。

③ 顧客との共通価値の創造

マイケル・ポーターとマーク・クラマーは、2011年の論文「共通価値の創造」で、企業は、本業を通じて顧客・地域・社会と共通の価値を創造することにより、新しい市場と競争上の優位性を形成できる、と論じた。企業が顧客の真のニーズに応じた良質な商品・サービスを提供し、顧客の成長に貢献することは、その企業の安定した経営基盤の構築、ひいては企業価値の向上につながると思われる。

経済の持続的成長に資するような金融仲介機能の発揮や、国民の安定的な資産形成に資するような商品・サービス提供は、金融機関自身の持続可能なビジネスモデルの確立の基礎となる。また、持続的な健全性の確保のために、短期的な調整策を越えて、ビジネスモデルそのものの変革に取り組もうとすれば、顧客とともに成長していくための工夫に取り組まざるを得ない。

従って、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」と「持続的な健全性を確保するための動的な監督」は、いずれも顧客との共通価値の創造に向けた多様で主体的な取り組みを促していくという共通の側面を有することになる。両者は相互に深くかわりあいながら進むべきものと考えられる。

3) 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ

従来の検査・監督手法は、不良債権問題の解消や最低限の利用者保護の確保といった課題の解決に効果を発揮したが、同じ検査・監督手法を機械的に継続する場合には、当局の側にも、金融機関の側にも、以下のような副作用を発生させるおそれがある。

- 「形式への集中」: 借り手の事業内容ではなく担保・保証の有無を必要以上に重視する、顧客ニーズに即したサービス提供よりルール遵守の証拠作りに注力する、等
- 「過去への集中」: 将来の経営の持続可能性よりも過去の経営の結果である足元のバランスシートを重視する、顧客ニーズの変化への対応よりも過去のコンプライアンス違反に着目する、等
- 「部分への集中」: 金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく個別の資産査定に集中する、個別の法令違反行為だけを咎めて問題発生の原因の究明や必要な対策の議論を軽視する、等

「形式・過去・部分」なしには「実質・未来・全体」は把握できないが、「実質・未来・全体」の視点なしに「形式・過去・部分」だけを見る場合には副作用を発生させるとともに、本来の金融行政の目標に資することもできない。従って、以下のように検査・監督の視野を広げていくべきである。

- 「形式から実質へ」: 規制の形式的な遵守のチェックより、実質的に良質な金融サービスの提供を重視
- 「過去から未来へ」: 過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等を重視
- 「部分から全体へ」: 特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができていないかを重視

4. 対応すべき課題

上記の「金融行政の究極的な目標との整合性の確保」、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」、「持続的な健全性を確保するための動的な監督」、「実質・未来・全体への視野の拡大」等は、単にそうした理念を打ち出しただけでは実現しない。検査・監督手法、組織・人材・情報インフラ、検査マニュアル・監督指針、多様なステークホルダーとの対話、内外一体の対応などの面で、具体的な改革が相互に整合性を持った形で計画的・組織的に進められなければならない。

1) 検査・監督手法の見直し

① 「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」のための手法

「最低基準の遵守状況の確認」に際しては、当局が金融機関に対し、基準抵触状況の是正を明確に指示する必要がある。他方、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」は、単一の答がなく、むしろ多様性が望まれる領域において、金融機関の自己責任原則に則った努力を促すためになされるものである。

こうした点からすれば、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」は、金融機関との間で「最低基準の遵守状況の確認」とは別のプロセスであるとの共通認識を築いた上で、的確な質問や情報提供を通じて金融機関自身の自主的な対応を促すことや、利用者による合理的な選択がなされる環境を整備することを通じて、金融機関の側における横並び意識や内向きの意識を解消していくアプローチを採っていくことが考えられる。

これまで金融庁が開発を試みてきた手法は、以下のような類型に分類できる。試行の結果も踏まえた上で、今後も手法の開発・改良を継続していくべきである。

- 金融機関が、自身では得ることが難しい他行の状況や顧客の認識に関する知見を当局が把握・蓄積し、それを金融機関に対して還元する手法（水平的レビュー、企業ヒアリング等）
- 経営理念の実現等に向けた取組みの進捗状況を含め、金融機関が自身の状況を客観的に評価できるようにする手法（金融仲介のベンチマー

ク等)

- 金融機関の取組みが顧客から正當に評価され、良い取組みを行う金融機関が顧客に選択されていくよう、顧客から金融機関の行動や取組みが見えるようにする手法(検査・監督等で得た知見の公表、自主的な開示の促進等)
- 大掴みな原則を示し、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有し、ベスト・プラクティスに向けた多様な工夫を進める目安としていく手法(プリンシプル・ベースのコード等)

② 「持続的な健全性を確保するための動的な監督」のための手法

収益・リスク・自己資本の間のバランスやビジネスモデルの持続可能性を検証し、将来的に最低基準に抵触する蓋然性を評価するためには、従来のリスクと自己資本のバランスの評価に加え、金融機関の収益やビジネスモデルについても分析の重点としていくべきである。また、一時的なショックのシナリオではなく、低金利の持続や人口減少などの中期的に蓋然性の高いシナリオでのシミュレーションを活用することも考えられる。実際にモニタリング・対話の事例を積み重ね、それに基づき手法の見直し・改善を進めていくべきである。

こうした分析を通じて、将来的に最低基準に抵触する一定の蓋然性が確認された場合には、最低基準に抵触した金融機関に改善を求める「早期是正措置」とは異なり、機械的な基準に基づく画一的な対応を行うのではなく、金融機関の固有の状況や課題に即した解決を促す柔軟性をもった対応を行わなければならない。同時に、こうした場合には、放置すればいずれは預金者保護や金融システムの安定に影響を及ぼしかねない以上、対応の実効性が十分確保されるようなプロセスを工夫する必要もある。現行の早期警戒制度の運用については、こうした考え方に沿って改善していくべきである。

また、フォワードルッキングにリスクを把握し、対応する能力を向上させていくためには、金融セクター全体の潜在的リスクを特定し、検査・監督に生かしていくマクロ・プルーデンスの手法を更に深化させるべきである。その際、国際的な人的ネットワークの構築により、リスクに関するインフォーマルな情報の収集

にも努めるべきである。ストレステストについても、金融機関が機動的なリスク管理・経営管理を確立できているかを検証するツールとして活用することが考えられる。

③ 「実質・未来・全体への視野の拡大」に沿った手法

こうした手法の開発・改良に加え、検査・監督の全般にわたり、「実質・未来・全体」へ視点を拡大するための手法を工夫すべきである。例えば、以下のような点を確保するための手法を更に整備していくべきである。

- 担保・保証の有無や借り手の直近のバランスシートに着目した個別の資産査定に重点を置くのではなく、金融機関が顧客の事業の将来性を評価して融資を行っているかに着目する。
- 個別の非違事例だけに着目するのではなく、ビジネスモデルやガバナンスなど、金融機関が有する問題の根本原因に着目する。
- 金融機関グループを個々の法人の集合体として捉えて法人毎の分析だけを行うのではなく、金融機関グループ全体としてどのような経営管理・リスク管理等がなされているかに着目する。

数年に一回、検査マニュアルのチェックリストに沿った定期検査を行い、許認可や非違事項の処分を中心とした監督を行う、というありかたでは、実質・未来・全体の視点で検査・監督を深めることは難しい。オフサイトでリスクを把握・分析し、それに基づきオンサイトで深度ある議論を実施、その結果を更にオフサイトでモニターする、というオン・オフ一体の継続的なモニタリングを更に進めるべきである。また、「検査は態勢、監督は実態」といった区分を設けることなく、経営やリスク管理の態勢と、業務や財務の実態とを総合的に把握すべきである。現在の金融検査評価制度は、従来型の定期検査を前提としたものであるため、評価制度のあり方もオン・オフ一体の継続的なモニタリングに即したものに直していくべきである。その際、金融機関の抱える主要な経営課題について、他の金融機関との比較分析も踏まえ、経営トップと深度ある建設的な対話を行えるようにすることが必要である。

金融機関の実態をよりの確に把握し、顧客目線を踏まえた検査・監督を行う

ためには、顧客をはじめとした金融機関のステークホルダーとの対話を充実させることが望ましい。また、ビジネスモデルやガバナンスの改善を促すにあたっては、金融機関の経営陣や法令遵守やリスク管理の担当部署との議論だけでなく、機関投資家と投資先金融機関の建設的な対話の促進、社外取締役との議論などを重視すべきである。伝統的な金融機関とは異質の文化を有するFinTechベンチャーなど、金融業に新規参入を検討している主体ともネットワークを築き、未来の金融に対応できる力を築くべきである。

2) 組織・人材・情報インフラの整備

新しい手法が実際に機能するためには、それに適した組織の整備、人材の育成・確保、情報インフラの整備等が必要である。例えば、

- 金融行政の総合司令塔機能を強化する観点（金融セクターを取り巻く市場・経済の様々な動きやリスクを幅広く把握し、それを踏まえて、検査・監督・規制・制度等、金融行政全体の観点に立って必要な施策を総合的に検討・実行していく観点）や、オン・オフ一体の継続的なモニタリングを効果的に実現する観点から、金融庁の内部組織について見直すべきである。
- 「実質・未来・全体への視野の拡大」や「ベスト・プラクティスに向けた対話」のためには、質問力や政策意図の説得力、マクロ経済等の大局観、事業再生の基礎知識、地域・地域金融機関の歴史の理解、信頼関係の構築力などを有する人材の育成・確保を工夫する必要がある。
- 「持続的な健全性を確保するための動的な監督」を行うためには、専門性のある人材の育成・確保、情報の収集と分析のためのインフラ・体制の強化が必要である。
- 更に、ブロックチェーン（分散型台帳技術）、人工知能、ビッグデータの金融サービスへの活用、サイバー・セキュリティ、などの新しい重要課題について、知見を蓄積し、人材を育成・確保していくための戦略を持つべきである。

新しい手法を支える優秀な人材を確保していくためには、魅力ある組織作りも大事である。

また、金融庁の業務運営は海外当局に比べ自前主義の度合いが高いが、

外部専門家の力を活用することにより必要なリソースを確保し、行政の質を高めることができないかについても検討することが考えられる。日本銀行との連携についても更に進めるべきである。

3) 検査マニュアル・監督指針等の抜本的見直し

検査マニュアルや監督指針は、以下のような点に寄与してきたと考えられる。

- 行政の透明性・公平性・対外的な説明責任の確保
- 金融機関と当局との間の議論の共通の前提の確保
- 金融機関の自己管理の高度化
- 検査・監督の品質管理
- 行政としての知見・経験の蓄積・継続性の確保

一方で、検査マニュアルや監督指針については、以下のような懸念も示されてきた。

- チェックリストの確認が検査の焦点になり、検査官による形式的・些末な指摘が助長され、実質や全体像が見失われる
- 金融機関がチェックリストの形式的遵守を図り、自己管理の形式化・リスク管理のコンプラ化につながる
- 最低基準さえ充足していればよいというカルチャーを生む
- 環境や優先課題の変化への機動的な対応への妨げや、自己変革を避ける口実となる

以上の点に鑑みれば、検査マニュアルや監督指針については、検査・監督の見直しの基本的な方向性や、手法の深化を踏まえて、以下のような点に留意して抜本的な見直しを図ることが適当である。また、その見直しにあたっては、金融機関その他のステークホルダーとの間で共通理解を形成できるよう、幅広い議論のプロセスを工夫していくことが望ましい。

- 形式・過去・部分への集中を排し、実質・未来・全体への視野の拡大を可能にするため、また、金融機関の多様で主体的な創意工夫が発揮されるよう、ルールとプリンシプルの適切なバランスを確保するとともに、事例なども用いて、基本的な考え方や趣旨を重視した記述とすること

- 従来の「最低基準の充足状況の確認」に加え、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」や「持続可能な健全性を確保するための動的な監督」といった領域について、手法の工夫や経験・知見の蓄積を反映して随時進化させていくこと
- 金融機関の多様で主体的な取組みを尊重した対話の進め方を示すこと（当局による不適切な経営介入を防ぐための原則を含む）
- 金融機関が、より実質的なリスク管理やガバナンスの向上を自主的に行う際にも活用できるものとする
- 検査マニュアル・監督指針等を統合し、オン・オフ一体の継続的モニタリングのプロセスの全体像を示すこと

また、検査・監督の視点の中には、時代を通じて変わらないものから、当面の状況に鑑み緊急に対応が必要なものまで、多様な時間軸のものがある。また、既に内外で幅広い共通認識となっているものから、今後試行錯誤を通じて考え方を確立していく必要のあるものまで、多様な熟度のものがある。これらすべてを単一の文書で網羅しようとするならば、機動性を損ない、また、誤解をも招きかねない。環境や優先課題の変化に対応して重点項目を機動的に修正し、また、熟度に応じた対話の材料を提供していくためには、検査マニュアル等の文書に加え、以下のような文書を組み合わせて活用することが望ましい。

- まだ考え方や着眼点が確立しておらず、熟度が低いものについて、意見交換の材料とするための文書（ディスカッション・ペーパー）
- 一定の局面下でタイムリーな意見発信や注意喚起を行うための文書（事務連絡、意見交換会の発言概要）
- 事務年度毎の重点課題を示す文書（金融行政方針）

こうした文書で示された事項のうち、経験・知見の蓄積を踏まえ、恒久的な考え方・着眼点として広く認識を共有する事項と考えられるものについては、順次、検査マニュアル・監督指針等を統合した文書に盛り込んでいくことが考えられる。

4) 多様なステークホルダーとの対話

すでに述べた通り、新しい検査・監督の方向については、金融庁内部においても、また、金融機関やその利用者との間でも、十分に共有されているとはいえない。金融庁においては、職員全体に新しい検査・監督の方向が定着・浸透するよう取り組むとともに、金融機関や利用者、金融機関に投資している機関投資家に対しても、この新しい方向を示して十分に意見を求めていくべきである。

また、実質・未来・全体に視野を広げた検査・監督や、ベストプラクティスの追求に向けた対話や、動的な監督は、従来型の検査・監督に比べ難度が高く、当局にはより適切な判断力が求められる。①独りよがりではない的確な判断を行い、環境変化に遅れずにタイムリーに行動するためにも、②検査・監督の実務が「持続的な成長と安定的な資産形成を通じた国民の厚生を増大」という究極的な目標と一致しているか確認するためにも、③顧客目線に立つためにも、④金融機関のガバナンスがより良く機能するための環境を整備するためにも、当局が金融機関のみならず企業、家計、市場参加者等、多様なステークホルダーと対話を深めていくことが不可欠である。

5) 内外一体の対応

我が国の金融行政のあり方は国際的な基準のあり方と独立には考えられない。しかし、従来は、金融庁の国際部門は国際規制の導入負担ができるだけ小さくなるよう交渉し、国内部門は国内の課題に独自に対処して、それぞれが狭い視野だけで自らの仕事を完結させようとする面があったと考えられる。

国際的な規制改革が解決しようとしている課題と、我が国が直面している課題には、共通するものも多い。国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行うとともに、国内の課題の解決にも国際的な議論の積み重ねを活用できるよう、内外一体の対応に努めるべきである。

以上

「金融モニタリング有識者会議」メンバー名簿及び開催実績

<メンバー名簿>

座長	吉野 直行	アジア開発銀行研究所所長、 慶應義塾大学名誉教授
メンバー	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科
	翁 百合	日本総合研究所副理事長
	関 哲夫	みずほフィナンシャルグループ取締役
	多胡 秀人	地域の魅力研究所代表理事
	田中 正明	PwC インターナショナル シニアグローバルアドバイザー
	野村 修也	中央大学法科大学院教授

(敬称略・五十音順)

<開催実績>

第1回	平成 28 年 8 月 24 日	検査・監督見直しの問題提起
第2回	平成 28 年 9 月 30 日	金融行政の役割 (ベストプラクティスに向けた対話)
第3回	平成 28 年 10 月 24 日	プルーデンス政策の基本的な考え方及び 手法
第4回	平成 28 年 11 月 22 日	検査・監督の見直し① (検査・監督手法、組織、人材など)
第5回	平成 28 年 12 月 12 日	検査・監督の見直し② (検査マニュアル・監督指針など)
第6回	平成 29 年 2 月 24 日	報告書(案)